

## 生ごみ処理機の購入者に助成金を交付します

### 購入費用の2/3以内で3万円を上限

町では、増え続けるごみの減量化を図るため、生ごみ処理機購入者に対し購入費用の一部を助成しています。ぜひ、1家に1台設置していただき、生ごみの自家処理にご協力をお願いします。

#### 助成金交付申請の手続き

助成金額 購入費用の2/3以内で3万円を上限とします。

#### 申請場所 環境課

必要なもの 印鑑、口座番号（申請者のものに限る）、領収書（商品名が明記されているもの）  
申請期限 購入した年度内に申請してください。

その他 一般家庭で使用するものに限ります。  
生ごみ処理機とは・・・  
電気を利用して、微生物による発酵分解を早め、生ごみを有機肥料にリサイクルするものです。

## 標準小作料が決まりました

### 農地の貸し借りの場合の目安に

農地の貸し借りを行う場合の目安となる、小作料の標準額が次のように決定されました。

これは平成14年4月1日からの適用となっています。

詳しいことは、役場農業委員会（経済課内）へお問い合わせください。

区分	小作料の標準額	備考
畑の部	7,000円	小麦
田の部	12,000円	水稻

農業委員会（経済課内）

内線351



生ごみ処理機

環境課（老人福祉センター内）  
☎(84)4686

生ごみ処理機（ゴミナイス）交換用ホルツップ  
地区内回覧により一括購入希望の取りまとめを行いました。ゴミナイスは、約3〜6か月に1度ホルツップを交換する必要があります。必要な場合は、環境課で販売（1袋1,300円）していますので購入してください。

## 国保加入・脱退等のときは14日以内に届出を

### 国民健康保険制度

国民健康保険は、会社の医療保険に入っているかた以外は職業や年齢に関係なく必ず加入しなければなりません。保険です。

次のようなときは、必ず14日以内に届出をしてください。

住民課

内線338

	届け出が必要な場合	手続きに必要なもの
国民健康保険に入るとき	他市町村から転入したとき	印かん、他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた日付の入った証明
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印かん、被扶養者でなくなった日付の入った証明
	子どもが生まれたとき	印かん、国保の保険証、母子手帳
	外国人のかたが入るとき	外国人登録証明書
	加入手続きが遅れると さかのぼって国保税を納めていただきます	
国民健康保険をやめるとき	他市町村に転出するとき	印かん、国保の保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保の保険証、
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	印かん、国保の保険証
	外国人のかたをやめるとき	保険証、外国人登録証明書
	やめる手続きが遅れると 国保負担の医療費を返還させていただきます	
その他	退職者医療制度の対象になったとき	印かん、国保の保険証、年金証書(積立月数のわかるもの)
	同じ町内で住所が変わったとき	印かん、保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり一緒にしたとき	
	出稼ぎや長期の旅行に行くとき	印かん、保険証、在学証明書
	修学のため別に住所を定めるとき	
保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	印かん、本人であることを証明するもの、使えなくなった保険証	